

# 税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

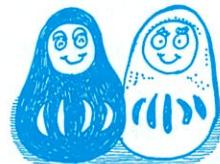
〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号  
新大阪NKビル601号  
TEL (06) 6885-3990  
FAX (06) 6885-3991  
URL <http://www.ep-support.com/>  
E-mail support@ep-support.co.jp

## ヒントヒント

**新機軸で** 松坂市に明治28年創業の駅弁店、新竹商店がある。現在は6代目の新竹浩子さんが社長。「元祖特撰牛肉弁当」など地元の特色を生かした駅弁を次々と送り出していた。ところが2001年千葉県でのBSE騒ぎで、牛肉を使った弁当などが売れなくなった。翌年6代目は、新商品で勝負に出た。まず、作業を効率化し、ケースを黒毛和牛の顔の形にデザインした。「五感に響く和菓子」というキャッチコピーを参考にする、味と香りはすでにあり、新ケースで視覚もでき、残るは聴覚。蓋にセンサーを付け、開くと唱歌「故郷」が鳴るようにして誕生したのが「モー太郎弁当」。完売、完売で、追加注文に追われる日々に。(日本経済新聞)

## 税務 ミニガイド

令和4年9月20日から、電子納税証明書（PDF形式及びXML形式）の交付及び納税証明書の郵送による書面交付の申請について、従来のe-Taxソフト（WEB版）に加え、スマートフォン及びタブレット端末によりe-Taxソフト（SP版）から申請ができるようになっています。



## ヒントヒント



## 事業所得と業務に係る 雑所得の区分

### □事業所得と雑所得の区分

事業所得と業務に係る雑所得については、その所得を得るために活動の規模によって判定され、その活動が事業的規模である場合には事業所得に、事業的規模でない場合には業務に係る雑所得に区分されることになりますが、サラリーマンのいわゆる副業やシェアリングエコノミーなど、その区分が問題となることも増えています。

### □所得税法上の定義

所得税法で、「事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。」とされています。

また、「雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。」とされています。

### □社会通念による判定

その所得を得るために活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかについて、最高裁の昭和56年4月24日の判決では「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」としています。

### □通達改正

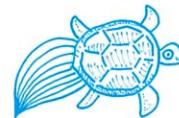
令和4年10月7日に所得税法基本通達の「35-2（業務に係る雑所得の例示）」が改正され、事業所得として認められるかどうかの判定の考え方として、次の（注）が追加されています。

事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るために活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合（その所得に係る収入金額

## 話のタネ

○勝敗は時の運。強くても負ける時があります。「敗北」という言葉があります。負けたら北へ行くのでしょうか。北国の人にとって大変迷惑な話です。敗北の「北」は、方角を表しているではありません。「北」の漢字は、二人が背を向け合っているさまを示し、「相手に背を向ける」「背を向けて逃げる」の意味です。単に、争いに負ることを意味するものです。



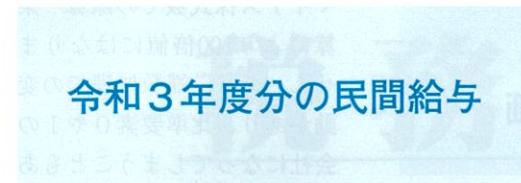
が300万円を超えるか、事業所得と認められる事実がある場合を除く。には、業務に係る雑所得（資産（山林を除く。）の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得）に該当することに留意する。

### □帳簿要件

この改正では、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において、事業所得に区分される場合が多いと考えられていますが、帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断するとしています。

- ①所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

また、その所得を得るために活動が、収入金額300万円を超えるような規模で行っている場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで、所得区分を判定しないで、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととしています。



このたび、国税庁は令和3年度民間給与実態統計調査の結果を公表しました。

### 1. 調査結果の推移、概要

令和3年度の民間の給与所得者数は5,931万人と前年比3万人の増加と、ほぼ前年と数値の変化がなかった一方で、給与の総額は225兆4,195億円と前年比約6兆円(2.8%)増加し、同時に源泉徴収された所得税額も11兆1,870億円と前年比約8,500億円(8.2%)増加しました。

それと共に、一年を通して勤務した給与所得者の平均給料手当は、男女共に前年より増加し、443万円(前年比2.5%増加)でした。これは、平成20年度以降で見て、過去最高額であった平成30年度の441万円を3年ぶりの増加でもありました。

また、平均給料手当に関して、正社員と正社

員以外で見ると、正社員が508万円(前年比2.6%増加)であるのに対して、正社員以外が198万円(前年比(12.1%増加))と正社員以外の平均給料手当が前年と比べて、大幅に増加しました。平均賞与も67万円(前年比3.1%増加)と、前年より増加しました。

なお、業種別の平均給料手当と平均賞与では、電気・ガス・熱供給・水道業がトップで、給料手当は766万円、賞与は157万円です。

### 2.まとめ、背景

令和3年度の平均給料手当は全体で443万円と、コロナ前の平成30年度の441万円を超えて、3年ぶりに増加しました。また、正社員以外の平均給料手当が、最低賃金引き上げや令和3年4月から全企業に対して、「同一労働同一賃金」が適用されたことなどの社会的背景により増加しました。しかし、物価の上昇に対して賃金が増えている感じている人の方が多いと思います。資源価格の高騰や円安などによって、今後も物価の上昇は続いている傾向を感じられます。

## ナマの税務相談室

**Q** 最近、災害による事故死の報道が多発しています。

実は昨年6月突風により裏山の崖崩れがあり我が家

の台所の屋根越しに大石が飛び込み、食事をしていた父母が事もあり同時に死亡いたしました。奥の部屋で勉強していた私が駆け付けた時は見るも無残な姿で横たわっていました。直ちに警察と病院に連絡いたしました。結局父母は同時死亡の判断が下されました。

本日伺ったのは相続税の申告にからむことでお伺いいたしました。

**A** それはそれは大変でしたね。

なんとお慰めしてよいか言葉が見つかりません。どうぞご質問の内容をお聞かせください。

**Q** 実は生命保険会社より通知がありびっくりしたのですが、二種類の保険契約があり第一の契約は被保険者は父で受取人は母です。

### 「同時死亡の推定」の適用と相続人の数

保険金は8千万円です。第二の契約は被保険者は母です。受取人は父です。保険金は6千万円です。相続人は私のほかに弟、妹の3人

です。この場合、相続人の人数に父、母を計算に入れるのでしょうか。基礎控除額の法定相続人の数に各々父母の分として1人を加算するのでしょうか。

**A** ご質問の事例に係る父母の死亡について民法32条の2の「同時死亡の推定」の規定により当該父母が同時に死亡したものと推定がなされる場合には、当該父と母の間では相続は開始しません。(民法882条)

したがって、ご質問の場合の父または母の死亡にかかる相続人は、被相続人(父又は母)の子3人ということになりますので被相続人である父、母の相続に係る相続税法15条第2項に規定する「相続人の数」もそれぞれ3人となるものと考えます。

## ナマの税務相談室

## 異常値となることもある 取引相場のない株式評価

**資** 本金1,000万円、200株発行、1株額面5万円の会社で、配当実績がない場合、配当還元価額は、1株当たり2万5千円です。

**と** ころがこの会社が、MBOでの買収の為に用意された会社がオーナーから株式のすべてを買取り、完全親会社になり、その後、完全親会社と完全子会社が逆さ合併した存続会社だったとして、オーナーからの買取株が自己株式として10.1億円で帳簿価額に計上されていたとすると、資本金等の額は△10億円(=1,000万円 - 10.1億円)となり、発行済み株式数は△2千万株(=△10億円÷50円)で、1株当たり年配当金額は△2.5円(=年平均配当金額÷△2千

万株)と計算され、△2.5円÷10% × (△10億円÷200株)÷50円 = 250万円との計算を経て、その結果、配当還元価額は1株当たり100倍の250万円になります。

**マ** イナス資本金等の会社の類似業種比準価額での株式評価についても、1株を50円とした場合の発行済み株式数△2千万株(=△10億円÷50円)で配当金額、利益金額、資産価額を除する計算をしますが、各値はマイナスとなります。しかし、ここでも、実際の1株当たりの発行価額に換算し直すときに、マイナス資本金等が再び登場して、マイナス値にマイナス値を乗じてプラス値が復元することになります。但し、ここでは、

マイナス株式数での除算・乗算により100倍値にはなりません。でも、端数処理での変動があり、比準要素0や1の会社になってしまうこともあります。

**マ** イナス資本金等の時の取引相場のない株式の評価計算ではこのように異常値が算出されます。特に異常度の激しいのは配当還元価額です。そして、配当還元価額が他の評価額よりも激しく高くなってしまいます。これは、この計算の仕組みが大きなマイナス資本金等を想定しないで構築されているからです。

**そ** もそもマイナス資本金等というのには自己株式の取得価額に内在する資本と利益を分離させていない事による仮の状態の数値であり、仮の数値を使って計算しているので、仮の異常値が算出されているわけです。例外的場面ですが、制度修築が必要です。

人生は克己の二字にある。

これを実行するところに成功があり、これを忘れるところに失敗がある。

(安田財閥 安田善次郎)



「人古く年新しくめでた  
けれ 青邨」  
お正月はのんびりしたい  
ところですが、年始の行事  
等もあり、事務も繁多です。  
それでもお正月。故郷の  
雑煮が食べたくなります。  
「厳島牡蠣ほのぼのと雑  
煮 梶 羽公」

6日小寒、  
20日大寒。  
「塗椀のぬくみを置けり  
加賀雑煮  
みつる」  
故郷は  
鬼房  
「芋茎入り雑煮と言はん

### 1月の税務メモ

#### —(国 税)—

- 12月分源泉所得税の納付  
(特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

#### —(地方税)—

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| 10日       | ○12月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 20日       |                    |
| 31日       |                    |
| タ         | ○11月決算法人の確定申告      |
| タ         | ○5月決算法人の中間(予定)申告   |
| タ         | ○給与支払報告書の提出        |
| (地方条例による) | ○償却資産(固定資産)の申告     |
|           | ○個人住民税の第4期分納付      |